

周防大島町ワーケーション Island 構想加速化促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方創生の推進に向けた取組を加速化させ、「周防大島町ワーケーション Island 構想」を実現するための周防大島町ワーケーション Island 構想加速化促進補助金（以下「補助金」という。）の交付について、周防大島町補助金等交付規則（平成 24 年周防大島町規則第 24 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ワーケーション 普段の勤務地又は居住地とは異なる場所で情報通信技術を活用し、休暇を過ごししながらテレワーク、企業研修、会議等を行う働き方をいう。
- (2) 企業等 町内に拠点を有しない企業及び団体（一般社団法人等の法人格を有するもの又は複数の企業による共同体をいい、官公庁及び公企業を除く。）をいう。
- (3) 周防大島町ワーケーション Island 構想 周防大島町で企業等が行うワーケーションを積極的に受け入れることを契機として、サテライトオフィスの誘致、町内経済の活性化及び関係人口の創出、並びに地域課題解決の取組を推進することをいう。
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第 3 項に規定する簡易宿所営業を行う施設をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、町内の宿泊施設で宿泊してワーケーションを実施する企業等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 周防大島町暴力団排除条例（平成 23 年周防大島町条例第 22 号）第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する者又はこれらと取引を行っている者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行っている者
- (3) その他町長が補助金の交付対象者として不相当と認める者

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、次の表のとおりとする。ただし、町内に住所を有する参加者に係る経費を除き、同一年度内における同一補助対象者への交付は 2 回を限度とする。

補助区分	補助対象経費	補助率等
交通費	ワーケーションの実施において 普段の勤務地と当町との往復に 係る公共交通利用に要する費用 又は実費のいずれか少ない額	対象経費の2分の1以内と し、一人1回当たり 15,000 円を限度とする。
宿泊費	ワーケーションの実施に係る町 内宿泊施設の宿泊費	対象経費の2分の1以内と し、一人1泊当たり 5,000 円、当該年度内において7 泊を限度とする。
レンタカー借上 料	ワーケーション実施期間中の移 動用レンタカーを借り上げた費 用（1企業等につき1日1台ま で）	対象経費の2分の1以内と し、1日当たり 5,000円を限 度とする。
ワークスペース 利用料	テレワークを行うために利用す るコワーキングスペースや会議 室等の利用料	対象経費の2分の1以内と し、1日当たり 1,000円を限 度とする。

2 前項の規定により算定した額の合計額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 前2項の規定により算定した額がワーケーションの実施1回につき 30 万円を超えるときは、30 万円を限度とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、周防大島町ワーケーション Island 構想加速化促進補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に町長が必要と認める書類を添えて、ワーケーション実施の20日前までに申請するものとする。

（交付決定）

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対して周防大島町ワーケーション Island 構想加速化促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当町でのワーケーションが完了した日から起算して30日以内に、周防大島町ワーケーション Island 構想加速化促進補助金実績報告書（様式第3号）に、ワーケーション参加者名簿兼経費の内訳書（様式第4号）及び補助対象経費の領収書等支払が確認できるものの写しを添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定者に対して周防大島町ワーケーション Island 構想加速化促進補助金確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、速やかに周防大島町ワーケーション Island 構想加速化促進補助金請求書(様式第6号。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書に基づき、交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金等の取消し等)

第10条 町長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請をしたとき。

(2) 不正の行為があると認められたとき。

2 町長は、前項の規定に基づき、補助金の全部又は一部を取り消したときは、交付決定者に対して期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。